

愛媛県立新居浜病院
売店等サービス提供施設貸付及び設置運営業務仕様書

1 業務の内容

愛媛県立新居浜病院本院（以下「現病院」という。）及び愛媛県立新居浜病院新診療棟（以下「新病院」という。）において、売店及び自動販売機を設置し運営する。

2 施設の概要

(1) 位置

- ① 現病院（令和3年4月1日～令和3年7月31日）
本院1・5階、別館1階（新居浜市本郷三丁目1-1）
- ② 新病院（令和3年8月1日～令和8年3月31日）
新診療棟 1～6階（新居浜市本郷三丁目1-1）

(2) 面積

- ① 現病院（令和3年4月1日～令和3年7月31日）

売店エリア	61.37 m ²
自動販売機1階エリア①	5.25 m ² （3台）
自動販売機1階エリア②	1.80 m ² （1台）
自動販売機5階エリア③	1.80 m ² （1台）
自動販売機別館エリア④	1.80 m ² （1台）
マスク自動販売機エリア	0.30 m ² （2台）
計	72.32 m ²
- ② 新病院（令和3年8月1日～令和8年3月31日）

売店エリア	57.85 m ²
自動販売機1階エリア①	6.19 m ² （4台）
自動販売機2階エリア②	1.19 m ² （1台）
自動販売機3階エリア③	2.61 m ² （2台）
自動販売機4階エリア④	2.61 m ² （2台）
自動販売機5階エリア⑤	1.31 m ² （1台）
自動販売機6階エリア⑥	1.31 m ² （1台）
マスク自動販売機エリア	0.40 m ² （2台）
計	73.47 m ²

(3) 平面図

別添図面参照のこと。

3 営業内容

(1) 売店

① 販売品目

ア 当該業務を運営する事業者（以下「事業者」という。）に一任する。なお、病院からの要望があった場合は検討を行うこと。

イ 酒類・タバコ・風俗販売など、病院内での販売が不適切と判断されるものは禁止とする。

② その他サービス提供条件（事業者と調整）

ア 郵便切手、印紙等の取扱い、公共料金の支払い及び宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

イ クレジットカード及び電子マネーでの支払いを可能とすること。

③ 営業時間

営業日及び営業時間は原則として次のとおりとするが、事業者の提案により、拡大・縮小することも可能とする。ただし、午後9時半から翌午前6時の営業は認めない。なお、営業日及び営業時間は提案書の内容を基本とするが、病院が必要と認めた場合は拡大または縮小を依頼することがある。

ア 営業日 年中無休（年末年始は別途協議）

イ 営業時間 午前8時から午後7時（平日）

午前9時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日）

(2) 自動販売機

① 販売品目

事業者に一任する。ただし、次に掲げる事項に配慮すること。

ア 1階自動販売機は、脱水症状への対策として傾向補水液を取り扱うこと。

イ 1階自動販売機エリアに設置する自動販売機は「カップ式自動販売機」を含め、無料の薬湯を提供すること。

ウ マスクを取り扱うこと。

4 経費負担

次に掲げる項目を徴収する。

(1) 貸付料（年額）

(2) 光熱水費（月額）

計量器により、毎月最終営業日に病院職員が計量し、事業者へ請求する。

5 運営上の基本条件

(1) 工事担当区分

① 店内の内装及び設備工事にともなう費用負担については、別添資料Aによる。事業者において工事を行う場合は、あらかじめ書面により病院の許可を受けたいえで着手すること。

② 事業者において行う工事は、令和3年5月21日以降でなければ着手できない。ただし、病院が認める場合はこの限りではない。

③ 事業者において行う工事の計画においては、照明、看板等の色彩及び配置等は病院としての景観を損なわないよう配慮をするとともに、省エネルギーにも努め

ること。

- ④ 売店運営開始後の備品の更新、店舗内の内装及び設備の維持管理、改修及び修繕等は、病院の承認を得たうえで事業者の負担により実施すること。

(2) 遵守事項

- ① ゴミ（空き缶、弁当容器等）の回収ボックスを設置し、事業者により適正に処分すること。また、運営に伴い発生するその他の廃棄物についても、事業者により処分することとする。
- ② 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。また、売店等の営業に伴い必要となる諸官庁への届出等については、すべて事業者の負担において行うこと。
- ③ 売店等の販売商品や自動販売機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- ④ 販売品目については、定期的にアンケート等を実施し、サービス向上に努めること。
- ⑤ 従業員は、清潔感ある身なり（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい。）で業務にあたるとともに、常に良好なサービス提供を行うこと。また、事業者は、積極的に接遇研修の実施に努めること。
- ⑥ 院内感染防止の観点から、従業員の健康診断及び当院の指定する予防接種を義務づけること。
- ⑦ 商品等の搬入時間及び経路は病院の指示に従うこと。
- ⑧ 従業員の駐車場は病院から指定された場所を使用すること。
- ⑨ 契約施設内の清掃及び衛生管理は事業者が行うこと。
- ⑩ 病院が行う設備点検や設備改修工事に協力し、必要な対応は事業者が行うこと。
- ⑪ 決算後、速やかに当院への年間の収支等を報告すること。